

議事 4

資料 3

様式第 1－6（日本工業規格 A 列 4 番）

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 各務原市地域公共交通会議  
住 所 各務原市那加桜町 1－69  
代表者氏名 委員長 小鍋 泰弘 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

平成31年度  
生活交通確保維持改善計画  
(平成31～33年度)

平成 年 月 日

各務原市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画  
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成 年 月 日  
各務原市地域公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称						
各務原地域内フィーダー系統確保維持計画						
1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性						
<p>各務原市の人口は15万人弱で横ばいに推移し、高齢者の割合は26.4%（平成27年「国勢調査」による）であり、現在も高齢化が進んでいる。加えて、昨今は運転免許証の自主返納者が増加しており、今後、公共交通の重要性はさらに高まっていくと考えられる。</p> <p>各務原市の公共交通を見ると、市の中央部を東西にJR高山本線や名鉄各務原線が走り、路線バス（岐阜バス、名鉄バス）やタクシー事業者5社に加え、市コミュニティバス「ふれあいバス」（一部の地域ではデマンドタクシー「ふれあいタクシー」）を運行し、公共交通網を形成している。</p> <p>当市網計画では「鉄道やバスを利用して、皆が健康で、安心かつ快適に暮らせるまち」を交通の将来像としており、現在のふれあいバス路線は、地区ごとの生活圏に合わせた路線に区切り、運行本数を確保することに努めたほか、鉄道駅への接続や路線バスと停留所を共有し、他の公共交通との共生を図っている。</p> <p>路線を区切ったことで地区外へ移動する場合には、乗り継ぎが必要となり、特に市域をまたいで移動する場合には、地域幹線系統のバス路線や鉄道への乗り継ぎが必要となっている。</p> <p>一方、上述のとおり、鉄道は市中央部に走っており、市北部及び南部から市内外へ移動する場合には、地域間幹線系統バスへの乗り継ぎが重要となる。</p> <p>今後、各公共交通による交通網を維持・確保し、地域内外への生活の足を確保し、当市網計画の目指す姿を実現するためには、以下のとおりフィーダー路線を確保、維持することが必要である。</p> <p>【対象路線】 ふれあいバス 蘇原線、東西線</p>						
2. 地域公共交通確保維持の定量的な目標・効果						
(1) 事業の目標						
<table border="0"><tr><td>・ふれあいバス 蘇原線 乗車人数</td><td>49,000人/年 以上（現状維持）</td><td>参考：乗車7人/1便程度</td></tr><tr><td>・ふれあいバス 東西線 乗車人数</td><td>16,000人/年 以上（現状維持）</td><td>参考：乗車6人/1便程度</td></tr></table>	・ふれあいバス 蘇原線 乗車人数	49,000人/年 以上（現状維持）	参考：乗車7人/1便程度	・ふれあいバス 東西線 乗車人数	16,000人/年 以上（現状維持）	参考：乗車6人/1便程度
・ふれあいバス 蘇原線 乗車人数	49,000人/年 以上（現状維持）	参考：乗車7人/1便程度				
・ふれあいバス 東西線 乗車人数	16,000人/年 以上（現状維持）	参考：乗車6人/1便程度				
(2) 事業の効果						
<p>ふれあいバスの蘇原線、東西線を維持・確保することにより、当該地区の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p> <p>また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながることが期待できる。</p>						

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

各務原市では、平成27年8月に「各務原市地域公共交通網形成計画」（以下、網計画）を策定しており、同計画にて本計画の対象路線を含むふれあいバスについては、生活交通（支線的バス）と位置づけ、市民の住宅団地や集落等から地域の生活拠点（公共公益施設、医療施設、商業施設等）や公共交通軸（鉄道、幹線的バス）への接続を主眼に置いている（網計画 p. 68）。

また、運営主体については、市民ニーズを踏まえ、市が政策的に運行を行うこととしており、2. に掲げる目標達成に向けて、行政を中心に地域要望や実情把握のための市民との対話や調査事業、利用促進活動に取り組んでいく。

#### ○調査事業

平成31年度に網計画における成果指標の目標年次を迎えることから、平成30年度は、市民アンケートを実施し、網計画の評価指標に対する達成状況の把握等に努める。

その結果も踏まえ、成果指標の達成状況を整理し、分析や次の成果指標の設定、指標達成に向けた具体的な取組手法の検討を実施する。

また、一方で、平成29年度までに実施した乗降調査の結果や利用実績等を踏まえ、平成31年秋にふれあいバスの一部改正を予定しており、適宜、改正に向けた情報収集等を行っていく。

#### ○市民との対話

毎年市内各地（12会場13回程度）での懇談会を開催し、市民との意見交換や調査事業で拾えないニーズや課題把握に努める。特に平成30年度の懇談会では、これまでの調査や実績、地域からの要望を踏まえて調整中の次回改正案について具体的な案を提示した上で、地域の方との意見交換を行い、改正案のブラッシュアップを進めていく。

#### ○利用促進活動

##### ・市内イベントや他団体との連携

市内で開催されるイベントにて公共交通の利用促進を行うほか、交通安全団体や福祉部局と連携した公共交通利用の啓発活動、合格発表日に合わせた高校生のバス乗り方教室等に取り組む。

また、昨年度までに実施した利用促進策の課題等を整理し、より効果的な活動を目指し、利用促進活動についても適宜、地域の反応や結果を見ながら改善に努めていく。

##### ・運転免許証自主返納支援事業の実施

運転免許証を自主返納される方を対象に、交通系ICカードを配布して公共交通の利用促進を図る。配布する交通系ICカードは、manaca、TOICA、ayucaから選択いただくことで、地域の実情に合わせた交通機関の利用促進に努める。

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

#### ①予定している時刻表・運行予定期間

・時刻表：別添

・運行期間：平成29年10月1日から継続

②運送事業者の決定の経緯

サービス供給能力、安全運行の体制・方法、運行計画・ダイヤ作成能力、乗務員の教育・管理能力、運行管理・車両の整備体制、事故等の対応、利用者の苦情処理体制・方法、運行経費、その他独自のサービスについてプロポーザル方式により総合的に決定

③地域内フィーダー系統の補足資料

- 「各務原市ふれあいバス蘇原線について」
- 「各務原市ふれあいバス東西線について」

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

各務原市から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差引いた差額分を負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

岐阜乗合自動車株式会社

7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認められた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

該当無し

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

該当無し

(2) 事業の効果

該当無し

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

該当無し

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当無し

## 15. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 第1回 (25. 11. 25)  
各務原市地域公共交通会議（法的協議会）立ち上げ  
各務原市の概況と公共交通の現状、市民ニーズの把握について
- ・ 第2回 (26. 2. 4)  
ふれあいバスを考える会（住民懇談会）について  
公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針及び目標案について  
目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項について
- ・ 第3回 (26. 3. 19)  
各事業のスケジュール案について  
平成26年度予算案について
- ・ 第4回 (26. 9. 1)  
ふれあいバス利用者ヒアリング及びアンケート結果について  
公共交通ネットワークイメージ図について
- ・ 第5回 (26. 11. 25)  
ふれあいバス再編案（ルート図）、ダイヤ設定基準について  
デマンド型交通システム（ふれあいタクシー）の計画案の策定について  
運賃、料金の検討について
- ・ 第6回 (27. 3. 18)  
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について  
各務原市地域公共交通網形成計画案について  
平成27年度予算案について
- ・ 第7回 (27. 6. 25)  
各務原市地域公共交通網形成計画案に対するパブリックコメントの結果について  
地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について  
平成26年度決算について
- ・ 第8回 (27. 8. 4)  
ふれあいバス再編に伴う、一般乗合旅客自動車運送法事業における事業計画変更・運賃について  
各務原市運転免許証自主返納事業について  
ふれあいバス・ふれあいタクシーのキャラクターの愛称について
- ・ 第9回 (28. 3. 28)  
平成27年度補正予算について  
平成28年度予算について  
平成28年度事業計画について  
地域公共交通調査事業（計画推進事業）について
- ・ 第10回 (28. 5. 23)  
平成27年度決算について  
地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について

- ・ 第 1 1 回 (28. 10. 27)  
「鵜沼市民サービスセンター」の新設に伴う路線改正について  
ふれあいタクシーの改正について 等
- ・ 第 1 2 回 (28. 12. 21)  
各務原東部線の再編について  
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 (案) について 等
- ・ 第 1 3 回 (29. 2. 10 書面審査)  
ふれあいバスへの土日祝日限定 1 日乗車券導入について 等
- ・ 第 1 4 回 (29. 6. 8)  
平成 2 8 年度決算について  
地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について  
ふれあいタクシーお試し週間の設定について
- ・ 第 1 5 回 (29. 7. 18 書面審査)  
ふれあいバスへの土日祝日限定 1 日乗車券導入について
- ・ 第 1 6 回 (30. 1. 12)  
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 (案) について  
ふれあいバスへの土日祝日限定 1 日乗車券導入について 等
- ・ 第 1 7 回 (30. 5. 24)  
平成 2 9 年度決算について  
地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について

#### 16. 利用者等の意見の反映状況

市民アンケート、利用者ヒアリング調査、OD調査、ふれあいバスを考える会（住民懇談会）等により得られた市民や利用者の意見を反映して形成計画を作成したほか、再編後も乗降調査や懇談会を開催し、再編後の路線について評価を行い、地域ニーズや要望を踏まえ、一部改正等に取り組んでいる。

#### 17. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	岐阜県都市建築部公共交通課
関係市区町村	各務原市
交通事業者・交通施設設置管理者等	岐阜乗合自動車(株)、名鉄バス(株)、東海旅客鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、岐阜交通東部(株)、岐阜国道事務所、岐阜土木事務所、各務原警察署
地方運輸局	中部運輸局岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	岐阜大学工学部教授、各務原商工会議所、住民代表、利用者代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 岐阜県各務原市那加桜町 1-69

(所属) 各務原市産業活力部商工振興課

(氏名) 安田佳祐

(電話) 058-383-9912 (直通)

(e-mail) [syoko@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:syoko@city.kakamigahara.gifu.jp)